

第24回青森県男女共同参画審議会議事録

日時 平成24年2月23日（木）

13時30分～15時30分

場所 ラ・プラス青い森 2階カメラア

[出席委員] 内海委員、松本委員、佐藤委員、山谷委員、東出委員、田中委員、大内委員、益城委員、富山委員、石田委員、北村委員、佐々木委員、松山委員

[欠席委員] 松本委員、鈴木委員

司 会： ただ今から第24回青森県男女共同参画審議会を開会いたします。私は進行を務めます、青少年・男女共同参画課男女共同参画グループの太田と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

初めに、佐々木副知事から委嘱状の交付を行います。お名前を読み上げますので、呼ばれましたら御起立の上、その場で委嘱状をお受け取りください。

内海隆様、佐藤淳様、東出るり子様、大内広明様、富山月子様、北村真夕美様、松山佳子様、松本史晴様、山谷清人様、田中裕子様、益城妃富様、石田一成様、佐々木ゆかり様

なお、本日、日景弥生委員、鈴木千賀子委員におかれましては、都合により欠席となっております。以上をもちまして、委嘱状の交付を終了いたします。

それでは、佐々木副知事から御挨拶申し上げます。

佐々木副知事： 副知事の佐々木でございます。審議会開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。本日は大変お忙しい中、そしてまた、大変お足元の悪い中、このように御出席を賜わり誠にありがとうございます。皆様には、日頃より男女共同参画を始め、県政の推進に御理解と御協力を賜わっておりますことに、厚く御礼申し上げますとともに、この度は本審議会委員への就任を御承諾いただきましたことを重ねて御礼を申し上げます。

さて、少子高齢化の進行、そして、人口減少社会の到来など私たちを取り巻く社会経済情勢が急速に変化する中、男女が互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合いながら、社会のあらゆる分野において、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、豊かでバランスの取れた生活を送ることができるようにするには、まさに男女共同参画社会を実現することが重要であると考えております。従いまして、県ではこの実現に向け、県、事業者及び県民が、総合的かつ計画的に取組を推進することができるよう、平成13年には「青森県男女共同参画推進条例」を施行いたしますとともに、これまで2度にわたり、推進計画を策

定し、各種施策を展開して参りました。そして今般、国の法改正、制度改正に対応しながら、一層の施策の推進を図るため、平成 24 年度からの新たな計画となる「第 3 次あおもり男女共同参画プラン 2 1」を策定いたしました。この策定にあたりまして、昨年、本審議会におきまして、熱心な御審議を頂きましたことに対し、改めて御礼を申し上げます。

県としましては本プランの大きな目標でございます「男女が わかち合い ささえ合う青森県」を目指し、今後も市町村や関係団体等との連携を密にしながら、男女共同社会の実現に取り組んで参りますので、皆様の引き続きの御理解と御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日は平成 24 年度に実施予定の主な事業につきまして御報告をさせていただきます。委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚りの無い御意見、御提言などを賜われますよう、お願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司 会： ここで恐縮でございますが、佐々木副知事につきましては、所用のため退席させていただきますので、御了承ください。

それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。皆様には事前配布資料として一覧表のとおり送付しておりましたが、お忘れになった方がございましたら、お知らせください。

それでは次に、会議内容の公開についてお願い申し上げます。審議会における御発言は、県の行政改革大綱の提言に基づき、後日、県のホームページに議事録として公開することとしておりますので、予め御了解ください。また、会議の成立につきまして御報告いたします。本会議は青森県附属機関に関する条例第 6 条の 3 に基づき、委員の半数以上の出席を必要としておりますが、本日は委員 15 名中 13 人の方が出席されておりますので、会議は成立しております。

ここで、議事に入ります前に、委員の皆様には御就任にあたりまして簡単な自己紹介をお願いしたいと思います。

内海委員より、お席順にお願いいたします。

内海委員： こんにちは、内海と申します。第 2 次プランの策定の時から関わったものですから、第 4 期目に入るかと思えます。実は、三沢市で 1 年かけて「ハーモニープラン」という男女共同参画プランがほぼ完成を見まして、自分達で慰労会をしましょうということで、昨日そちらの方に行ってきました。それからもう 1 点、まだ広く知られているかどうか私もちょっと分かりませんが、青森市が男女共同参画プランを策定するというので、13 日に組織会が行われました。先般 20 日には、第 2 回目の会合も開かれました。3 月、年度内にもう 1 回開いて、全部で 10 回くらいで基本計画を作りたいというようなことで、現在進められているということだけ御紹介をさせていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

司 会： 次に佐藤委員、お願いいたします。

佐藤委員： こんにちは、NHKの佐藤でございます。またお世話になります。前回の審議の時にも、ちょうど東日本大震災、それを踏まえての討議ということでしたので、例えば仮設住宅とか、あるいは避難所の際の男女という視点で、いろいろ私も考えたり、あるいは提言申し上げたりしたこともありました。今で言いますと、やはり今年は大雪で、雪下ろしとか除雪で怪我をしたり、亡くなる方が大変多くて230人くらい死傷者が出ています。去年より100人も多いということで、まさに豪雪災害ということなんですが、いろいろ私どもも報道してお伝えしておりますけれども、一人暮らしの高齢の方が大変多くなってきて、親類に頼っていた方がもうなかなか頼る人がいないという中で、どうやって地域あるいは近隣の人達で支えていくかというような新しい問題も出てきているんだと思います。そういう中で、この審議会でいろいろ議論されることも、雪国の暮らしをどうやって守っていくかという視点もあるのかなと思っております、いろいろ勉強させていただきながら、お話をしていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： 東出委員、お願いいたします。

東出委員： 皆様こんにちは。私は、連合青森の女性委員会で委員長をしております東出と申します。出身の組織はNTT労組の方から出ております。私は労働者の立場から、そして女性の立場から、勉強しながらいろいろな意見を言っていけたらいいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： 大内委員、お願いいたします。

大内委員： 医療法人社団クローズ・トゥ・ユー ESTクリニックの大内と申します。今回初めてとなります。皆さんよろしくお願いいたします。私どもは、法人として7年ちょっとになるのですが、女性が多い職場ということもありまして、特に子育て世代の両立支援ということに力を入れまして、職場改革をずっと実践してきました。まだまだ微力ではございますが、その実践経験を踏まえて、今回、皆さんと一緒に勉強しながらその経験の中で得たものを少しでも出していければと考えております。よろしくお願いいたします。

司 会： 富山委員、お願いいたします。

富山委員： 青森県医師会常任理事、富山と申します。内科を開業しております。医療の分野では女性はかなり多いんですけども、医師に関しては男性がまだ9割くらいの状態

です。日本医師会や青森県医師会でも男女共同参画ということで、女性が働き続けられるような、男女一緒にやっていけるような職場にしたいと、いろいろやっているところがございますので、皆様の御意見も伺いながら、医師会の方も改善できるように、よろしく願いいたします。

司 会： 北村委員、お願いいたします。

北村委員： 青森県男女共同参画推進協議会の会長をいたしております、北村真夕美です。昨年度から、内閣府の国の男女共同参画推進連携会議の議員を務めさせていただいております。若い時代から自分自身が働く女で、今も小さな会社を営んでいますけれども、青森県の婦人行動計画を策定する時にも関わらせていただきました。積み重ねた経験を活かしながら、県の会長、そしてまた昨年から国に出しておりますので、地方の現状を国に伝え、また国の新しい情報をダイレクトに受け止めることができますので、お役に立てればと存じております。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： 松山委員、お願いいたします。

松山委員： こんにちは、公募委員になりました、NPO法人あおもり男女共同参画をすすめる会の理事をしております、松山佳子です。どうぞよろしくお願いいたします。私は青森市男女共同参画プラザ、それから、青森市働く女性の家、これは市からの指定管理者になっておりますが、そちらで、事業運営スタッフも兼ねさせていただいております。その中で、最近思うのが、今、委員の言葉の中に何度か出てきた言葉で、「女性が働き続ける」女性のライフプランに合わせてどうやっていい働き方をしていったらいいんだろうかということ、ここ3年ほど事業の中で学ばせていただいております。皆さんの御意見を聞きながら活かしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： 松本委員、お願いいたします。

松本委員： 弁護士の松本です。沼田事務所に勤務しております。まだまだ私は、駆出しでして、弁護士になってまだ5年目です。ですので、まだ社会勉強等も不十分な面がいっぱいありますけれども、何とか社会人になり、皆様方諸先輩に追いつくように頑張りたいと思っております。青森県弁護士会は今、人数がどっと増えてまして96人の登録者がいます。ただ、女性がそのうち7人か8人ぐらいしか弁護士はいないという状況です。裁判官、警察官もそうですが、女性の割合は増えてきているのですが、当会、青森弁護士会だけではどうも増えない状況が続いております、やはり女性の権利を護るっていうのは、同性の視点からの力がやはり必要じゃないかなと思ひまして、相談者も「女性の弁護士いませんか？」

と指定してくる方もいらっしゃるそうです。その辺りは非常に気になっているのですが、せっかくこういった委員を仰せつかっておりますので、何とかそういった点も改善していきたいなと考えております。よろしくお願いいたします。

司 会： 山谷委員、お願いいたします。

山谷委員： 青森県経営者協会の山谷でございます。よろしくどうぞお願いいたします。経営者協会っていうのは、なかなか耳慣れない言葉だと思います。これはいわゆる県内の企業の経営者の集まりの団体であり、先程、東出委員が連合青森ということで、労働組合の方の代表とすれば、私の方は使用者側の代表ということです。もう始まっていますけれど、春闘の関係とかいろいろそういった形のところもつかさどりながらやらせてもらっております。私も去年1年間やらせていただきまして、自分の立ち位置がよく分からなくて、非常に悩みました。果たしてここにいて良いのだろうかというくらい、悩んだわけなんですけれども、ある程度経験を経てきますと、やはり私の方は、働く女性の立場、あるいはワーク・ライフ・バランス、そういう働く人と企業との間の中で、どうやってバランスとっていかうかというところの部分だと思うわけです。女性の方もせっかくいろんな教育を受けスキルを身につけていながら、いったん結婚なり出産なりで家庭に引っ込むとなかなか出てこれないというのがありまして、それでもそういう人材をこれからは活かしていかなければならないというのが、企業の基本的なスタンスでございますので、それをどのような形でスムーズに戻ってこれるかとか、どういうふうにして気楽にすぐやってくれるのかということと、更に最近では、経営者の中からは働きやすい職場というのを今まで謳ってきたのですけれども、これからは働き甲斐のある職場を作っていくべきではないかと、経営者の中からもそういう意見が出ておりますので、そういう面を目指しながらこれから取り組んで参りたいと思います。よろしくどうぞお願い申し上げます。

司 会： 田中委員、お願いいたします。

田中委員： 田中裕子と申します。私の出身元はJA女性部、農協女性部でございます。それとここに書いてありますように、VIC・ウーマンからの代表としてこの席に座っております。何せ初めてなもので、女性の声をという声を耳にしたのは本当に早くからですけれども、これだけの形に自分が出席するということも初めてなので、とにかく皆様から学ばせていただきたいなと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

司 会： 益城委員、お願いいたします。

益城委員： 益城妃富と申します。むつ市にあります青森社会福祉振興団と申しまして、

高齢者の福祉施設におります。介護者と言うとやはり皆さん女性をイメージするかと思いますが、今は在宅介護、施設介護どちらをとっても男性の割合がかなり増えてきていると思います。振り返ってみれば結局職場を離れるのは、女性の方が多のかなということも感じております。福祉の代表ということですので、自分の役割を果たせるように精一杯努めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

司 会： 石田委員、お願いいたします。

石田委員： こんにちは、石田と申します。高等学校長協会人権委員会の委員長をしております。組織自体は10人でやっているのですが、最近参加者が多くて、20名くらいまで膨らんできました。主にやっているのは学校における人権教育がひとつ。もうひとつは、特別支援をきちんと理解しようということです。人権教育で言いますと、全国の会が昨年度までは人権・同和研究協議会であったのが、正式に同和が取れまして、今年度人権研究協議会になりました。これは北海道から沖縄まで全ての県が加盟したことと、人権というのが教育では非常に小さくスタートしたものが、広く人権を取り扱おうということで、その意味では本県は結構先進的な取組をしている方かなと思っております。

むつ工業高校で校長をしております、工業高校でありながら、男女混合名簿を採用しております。特に私が赴任してから意識していることが、小さなお子さんのいる女性の先生は、なるべく勤務時間が終わったら直ぐ帰れと、ちょっとでもいると逆に説教するような状態です。それがなんと、この時期は面談をするんですが、「主人と相談して次の子どもを作ろうかな」という相談もしていると、決まった時間だけ働いてきちんと帰るようにすると仕事が非常に効率的で爽やかになってくると。若い男の先生方も小さな子供のいる家庭の場合は、「男の先生が先ず病院に連れて行きなさい」ということをしていましたら、男性の先生は時休が取り易いのとフットワークが良いので、そういった意味では非常に職場がいい感じになってきたかなと思っております。また、よろしくお願いいたします。

司 会： 佐々木委員、お願いいたします。

佐々木委員： 今回公募で委員をさせていただくことになりました、佐々木と申します。弘前の方から参りました。日頃はお寺の方で生活して住職の傍らお寺のお手伝いをしています。私が男女共同参画と出会ったのは昨年です。昨年いろいろな事を学び、何かお寺の部分と共通する部分も多いのではないかとということで、すごく興味を持っています。まだまだ知識が浅いので、難しいことは言えないと思いますが、県民の一人としての視点を活かして意見を伝えていきたいと思っております。2年間皆様にはいろいろとお世話になると思っておりますが、いろいろ勉強させて欲しいと思っております。よろしくお願いいたします。

司 会： ありがとうございます。

次に、県の事務局を紹介させていただきます。名古屋環境生活部長でございます。

名古屋部長： 名古屋です。よろしくお願いします。

司 会： 神青少年・男女共同参画課長でございます。

神 課 長： 神です。よろしくお願いします。

司 会： 男女共同参画グループマネージャーの山谷副参事でございます。

山谷GM： 山谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会： 男女共同参画グループ員の古川主幹でございます。

古川主幹： 古川でございます。よろしくお願いします。

司 会： 同じく、松田主査でございます。

松田主査： 松田です。よろしくお願いいたします。

司 会： それでは、青森県附属機関に関する条例により、本審議会に会長を置くこととしておりますので、組織会に移らせていただきます。

ここで会長選任のため、僭越ではございますが、事務局の方で、仮議長を務めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

司 会： それでは、名古屋環境生活部長を仮議長とし、会長の選任を進めさせていただきます。

仮議長(名古屋部長)： それでは仮議長を務めさせていただきます。青森県附属機関に関する条例によりまして会長は委員の互選によって選出することになってございます。

選任方法としては、委員の皆様から、どなたか適任の方を御推薦いただくということにしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか？

(はいの声)

じゃ、どなたか御推薦をお願いいたします。

石田委員： 名簿を見ましたら、佐藤恵子先生のお名前はもう無いみたいでございまして、本会の内容とかプランに関わっていること、あるいは先程の説明にもありましたけども、市町村とも随分長く関わっていらっしゃるということで、内海先生が適任者ではないかと、御推薦申し上げます。

仮議長（名古屋部長）： はい。ただ今、会長に内海委員を推薦する旨の発言がございました。いかがでしょうか？ よろしいですか？

はい。御異議が無いようですので、会長は内海委員をお願いいたしたいと思います。

内海委員いかがでしょうか？

内海委員： はい。

仮議長（名古屋部長）： それでは、会長に内海委員が選任されました。

それでは、内海会長よろしくをお願いいたします。

司 会： それでは、内海会長、どうぞ、議長席の方へお移りください。

では、内海会長に御挨拶をお願いいたします。

内海会長： 改めまして、こんにちは。

青森公立大学の方へ来て1年になろうとしているのですが、ワーク・ライフ・バランスということで、親の介護、91歳の父と母の介護の為に前の職場を辞めるということで、徹底して親の介護に当たろうと思ったら、二人とも次々と亡くなって、途方に暮れどうしようと思っていたら、たまたま、公立大学が公募してくれまして、それで受けて、八戸の家も売り払ってこちらへ来ました。大雪の洗礼を受けまして、「ああ、大変だ」ということですけども…。

来年度公立大学で教養特殊講義というのを持てそうなので、そこで、ジェンダーとか、男女共同参画に関わるようなものを、独断と偏見で、半期ですけれど、やりたいなと思っています。

佐藤恵子先生という大変素晴らしい先生の後を会長で継ぐわけですけども、何とか皆さんの協力を仰ぎながら、進めて行きたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

司 会： それでは、青森県附属機関に関する条例により、本審議会の議長は会長が務めることとなっておりますので、以後の進行につきましては、内海会長をお願いいたします。

内海会長： はい。それでは、組織会を続けさせて頂きたいと思います。

まず、附属機関の条例によりますと、会長に事故があるとき等のために、あらかじめその職務を代理するという委員を置くと、しかも、それは会長が指名するという事になっております。前期の佐藤先生が会長の時に、私がたまたま欠席をしておりまして、それで、代理の指名を受けたという経緯もありまして、本日、欠席をされておりますが、日景委員を指名したいと思っております。後程、事務局の方から御本人の方に了解を取っていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか？

(異議なしの声)

よろしいでしょうか？それじゃ、事務局の方、いかがでしょうか？

山谷GM： はい、分かりました。

内海会長： よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、次に苦情等の部会委員の選出がございます。これについても、指名ということで、事務局からまず、その苦情等の部会についての説明をお願いいたします。

山谷GM： はい。皆様の方に既に資料2として、「青森県が実施する男女共同参画の推進に関する施策等への苦情処理体制」というパンフレットをお送りしておりますので、それを御覧下さい。

パンフレットを開きますと「県では、青森県男女共同参画推進条例第11条に基づき、青森県の男女共同参画に関する施策等への苦情・意見を受け付けます。」とあります。平成18年4月から当審議会に苦情等部会を設置して苦情処理制度をスタートさせているところがございます。制度の概要はこのパンフレットでございますように、まず「苦情等の内容」、「苦情等の申出人の範囲」、「苦情等の申出の方法」そして「苦情処理の流れ」というように、記載されている通りでございます。申出人から苦情等の申出があった場合には青少年・男女共同参画課が受付の窓口となり、それから当審議会の苦情等部会でその調査審議を行うという流れになっております。この部会につきましては、青森県附属機関に関する条例第8条により、「部会委員は、会長が指名するものとし、その数は、3人とする。ただし、男女のいずれか一方の委員の数は、1人とする。」と規定されており、男女混合の指名原則となっております。

現在この制度は47全国都道府県と19政令指定都市で整備されており、内閣府の調査で平成22年度の苦情の申出件数は、11の都道府県と7の政令都市、全部で18の都道府県・政令都市で計110件となっておりますので、申出が全く無かったという自治体が数としては多くなっております。因みに、本県では、これまで苦情等の申出はございません。以上で簡単ではございますが、苦情等部会についての説明を終わらせていただきます。

内海会長： はい。どうも、ありがとうございました。

ただ今、説明がありましたとおり、苦情等の部会委員は会長が指名をするということになっております。私も2期程務めましたけど、まさに、1件もそういう事がございませんでしたので、そういう意味では、無ければ無いで、越したことはないということですが、私の方から指名をさせていただきたいと思います。前は、山谷委員にお願いをしておりましたので、今回も続けてお願いをしたいと思います。それから、日景委員にお願いをしたいと思います。なお、私もそのまま部会の委員を務めます。従いまして、部会長は私が務めて、日景委員そして山谷委員の3名が苦情等の部会委員という形で今期はいきたいと思います。山谷委員、よろしく願いいたします。それから、日景委員につきましては、先程の会長代理を含めて、事務局の方で、御承認いただけるような形で交渉をお願いいたします。

山谷GM： はい。分かりました。

内海会長： それでは、以上で組織会の方は終了させていただきます。

次に次第に従いまして、皆様のお手元にございますけれども、案件の方に入らせて頂きたいと思います。まず、本審議会の事務についてですけれども、まず事務局の方から説明をお願いいたします。

神課長： お手元に配布しております資料の資料1、1枚ものでございますけれども、「青森県附属機関に関する条例（抜粋）」を御覧いただきたいと思います。この裏面を見て頂きますと、別表第1がございまして、当審議会の担当する事務が記載されております。「青森県男女共同参画推進条例第8条第3項の規定によりその権限に属させられた事項、同条例第11条に規定する男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見の処理に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。」とされております。

ここで、お手元の薄い緑色の表紙の物が2種類ございまして、薄い方は「あらまし」ということが書いておりますけれども、あらましでない方、ちょっと厚めのパンフレットの方を御覧いただきます。この7頁でございます。7頁には条例の第8条第3項ということで、「知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、青森県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とされております。この度、策定いたしました「第3次あおもり男女共同参画プラン21」については、昨年6月の審議会に諮問し、3回の御審議をいただいて、11月に御答申をいただいたところでございます。

次に9頁をお開きいただきたいと存じます。苦情の関係でございますが、条例の第11条、苦情等部会委員の指名の際に事務局から御説明したところでございますが、「県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情並びにこれらの施策に対する意見を処理するために必要な措置を講ずるのものとする。」とされています。

審議会の定員は全体で15名以内とされておりまして、「男女のいずれか一方が10分の4未満であってはならない。」いわゆるクォータ制を採用しております。今回その15名の内訳は男性が6名、女性が9名となっております。なお、任期は2年で、会長は委員の互選で選任されることとなっております。以上で、説明を終わらせていただきます。

内海会長： はい。ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、御質問等がございますでしょうか？ よろしいでしょうか？

それでは、資料に基づいて、次に平成24年度の男女共同参画に関する主な事業等についての事務局からの御説明に入らせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

山谷GM： 昨年は「第3次あおもり男女共同参画プラン21」の策定に当たりまして、本当に審議会の皆さまに大変お世話になりました。ありがとうございました。お陰様をもちまして、2月1日に県の推進本部で正式に決まったところです。

それでは、事業につきまして説明させていただきます。事業の具体的説明の前に、皆さんのお手元がございます「第3次あおもり男女共同参画プラン21」の18頁で、全体の体系図をもう一度御覧下さい。今回のプランの特徴は、基本目標Ⅰ「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」では女性の人材育成と能力発揮それを支援するということ、基本目標Ⅱでは「男女共同参画意識の」これまでは「推進」と言ってきたものを「定着」を図るということで基本目標2番に持ってきたということです。

それから、基本目標Ⅲ「職場・家庭における男女共同参画の実現」では、重点目標9に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」を掲げております。男性にとっての男女共同参画に対する理解を進めるということとワーク・ライフ・バランスということが大きな目標になっております。

それから、基本目標Ⅳ「地域社会における男女共同参画の実現」では特に防災に関する取組を新しく入れさせていただいております。

更に推進体制の大きな柱として、青森県男女共同参画センターが県の男女共同参画推進の拠点施設として機能充実を図り、市町村や県内活動団体等との連携強化を図っていくことを掲げています。そういった目標を再確認しながら、新年度の事業について説明させていただきます。

資料3-1「ワーク・ライフ・バランス推進事業」をご覧ください。「仕事と生活の調

和」を図るための事業でございます。

資料３－２「男女共同参画地域防災体制づくり事業」は、防災に男女共同参画の視点で取り組むということで、当課で事業化をしております。

資料の３－３「第３次あおもり男女共同参画プラン２１推進啓発事業」では、新しい第３次プランを含めまして、男女共同参画意識定着のための啓発を積極的に行う事業です。

資料３－４「青森県男女共同参画センター指定管理業務」では、市町村や地域団体等とセンターの連携強化を図っていくという視点で、事業の中身を若干組み替えています。

では順番に、詳しく説明させていただきます。

資料３－１「ワーク・ライフ・バランス推進事業」の現状と課題の説明部分があります。これにつきましては、皆様のお手元に「職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」という薄い水色の冊子を事前にお送りしておりますので、これで現況について説明させていただきます。

この冊子はワーク・ライフ・バランスの理解・普及のためのデータ資料として県が作っております。３頁をご覧ください。青森県人口の推移が図表１で載っています。どんどん人口が減っておりまして、平成２２年の国勢調査では１３７万３千人程になっております。減り幅が相当大きくて、平成１７年の国勢調査からは６３，３１８人程減っていて、過去にないだけの減り幅になっており、４．４１％の減少。これは、全国的に見ましても、秋田県の５．１％に次ぐ高い減少率になっております。その人口の減少の中で、労働力人口も図表２にございますように、どんどん減ってきておりますし、今後も減っていくという予想が立てられています。そういった中で、女性は未だに、図表４にございますように、出産・子育て期に職場を離れるという傾向が強くて、それは全国平均に比べますと、谷の部分の浅いわけですけれども、それにしてもやっぱり、Mの形になるということで女性はその時期には職を離れるというのが多い訳です。

そして、隣の図表５「子どもの出生年別、第１子出産前後の妻の就業経歴」というのがございます。下の方から順番に３つが出産前に就業していた女性達のうち、薄い黄土色が出産で退職される方の割合です。大体、お勤めになっていた方の、６割強は出産で辞めるというのが今のところ現実としてございます。そういった状況ではありますけれども、次の５頁の図表６「妻の就業形態で利用可能な育児休業制度の有無別にみた就業継続の有無」をご覧ください。就業を続ける方は、育児休業制度がある場合は７６．１％の方がそのまま続けていると、特に利用し易い雰囲気がある場合は８７．９％と９割近くの方はお仕事を続けている。ただし、制度があっても利用しにくい雰囲気ある場合は仕事を続ける方は５割くらいに減ってしまうという実態があります。これが非正規だと制度の有無で、相当な差がありますし、そもそも制度があっても、なかなか就業継続が難しいという実態があります。

男性が長時間労働だというのはよく言われていますが、６頁の図表７「週労働時間４９時間以上の雇用者の割合」では、日本の雇用者の割合は欧米よりも多く、更に青森県は全

国平均よりもその割合が高くなっています。平成22年の毎月勤労統計調査でも、年間の総労働時間は、全国で1,754時間くらいですが、青森県は1,855時間と、年間で百時間くらい多いんですね。そういった実態にあるということでございます。

同じ頁の図表9「企業規模別の年次有給休暇取得率」では、紫色の平均でも47.1%で、半分以下しか年休を取っていないという状況でございます。それから、実際に男性達がそういった中で家事・育児にどれだけ参加しているのかということを見ると、9頁の「男性の育児参画の推進」の図表17「育児休業制度を利用したい人の割合」では男性でも3割強の方は利用したいと思っっているわけですが、実際の取得率はどれくらいかと言いますと、6頁にもう一回戻っていただき図表10「育児休業制度の利用状況」に実際の数字が出ておまして、全国平均で男性は1.38%です、青森県は0.8%と、ほとんど取っていないというような状態ですし、女性の場合も全国平均より青森県は低い実態にあります。これを社会生活基本調査で実際の時間数をみると、1歳未満のちょうど手の掛かる子どもがいる夫婦の場合、お母さんが9時間ぐらいの家事・育児時間のとき、お父さんは1日1時間程度だという数字が出ています。

そして、図表20「夫の休日の家事・育児時間別にみた、この7年間の第2子以降の出生の状況」では、お父さんの家事・育児お手伝い状況によって7年間で2人目以降がどれだけ生まれたかということを見ています。お父さんの家事・育児時間が増えるに従って「第2子以降の出生あり」ということがデータではっきり出ていることから、お父さんの家庭への参画度合いによって、少子化対策も語られるのではないだろうかというようなところ です。

このように全国に比べて青森県は非常に労働時間も長いですし、男性の家事・育児参加も少ない。それから育児休業なんかも、ほとんど取っていないというような状況。そして女性達も、妊娠出産で仕事を継続することが非常に厳しい状況にあるということから、「仕事と生活の調和」を目指すためのワーク・ライフ・バランス推進事業を県としても取り組むことにしております。

その前段といたしまして、平成22年度には県内の企業2千社ほどに意識調査、実態調査をいたしました。お答えいただいたのは3割ほどの735社でしたけれども、実際に、時間外労働をできるだけ減らそうとか、できるだけ効率的に仕事をしようとか、年休をちゃんと取りましようとか、大体3分の2ぐらいの企業は具体的にやっているという実態もでございます。ただし、先程も言いましたように、利用しやすい雰囲気作りとか、そういったことも影響してきますので、実際に制度としてあるとは言ってもどこまで辺りなのかということもでございます。そういったことも含めまして、是非企業に、この「仕事と生活の調和」ということについて御理解いただきながら、取り組んでいただこうということで、県では昨年の9月から「あおりワーク・ライフ・バランス推進企業」という認定制度を始めました。皆さんに先進事例集ということでお配りしております。現在、8社が認定されており、今日お出でいただいておりますESTクリニックさんも認定企業ということで先

進事例集で御紹介しております。

実際に取り組んでいらっしゃる企業のお話を聴けば、残業をしないで決められた時間で仕事をこなすために、非常に皆、無駄を省いて効率的に仕事をするようになるということ、いろいろマニュアル化とか、そういったことも工夫されている。働く方は家庭生活あるいは地域での様々な活動をしてリフレッシュできるので、仕事にも意識を変えて取り組み、非常に集中して高い成果を出せるといったようなことを企業の方からお伺いしております。

資料3-1の事業内容の一つ目はワーク・ライフ・バランス普及啓発事業です。ワーク・ライフ・バランスを図ることの良さを県内企業にお知らせしながら、この認定制度を広げていくために講演会、実際の取組のためのアドバイザーの派遣、情報誌の発行により普及させていくことを考えております。

同時に働いている男性や女性向けにも事業を考えております。2番目は男性向け「カジダン・イクメン応援事業」で、男性を対象にワーク・ライフ・バランスや家事・育児・介護を学ぶ講座の開設と、「カジダン・イクメン」フォトコンテストということで、実際に取り組んでいらっしゃる方の写真を募集してコンテストをやるということを考えております。

3番目は「働く女性の応援事業」。

この女性の応援事業は3種類ございまして、一つ目は「女性キャリアセミナー」という働いている女性が働き続けるための様々な課題克服という意味でのキャリアセミナー。

二つ目は、これから就職をする大学生に将来設計ということで考えていただくという「大学生のための将来設計セミナー」。

三つ目は、一旦何らかの事情で仕事を辞めなければいけなかった女性たち向けの「女性再就職支援セミナー」です。

それから、女性が、目標にできる女性がなかなか見当たらないと将来設計がうまくいかないのでは、県内で様々なパターンで活躍していらっしゃる女性達のロールモデル、姿を、当課で登録して御紹介していく「女性ロールモデル登録事業」も実施する予定です。

これらの事業を通じ、企業を対象としてワーク・ライフ・バランスを進めていくと同時に、働いている男性には家庭あるいは地域に係わるための心構えと考え方や技術というスキルを、女性の場合はいろいろパターンがございますので、それに応じた形でのセミナー等で支援していきたいように考えております。これが「ワーク・ライフ・バランス推進事業」でございます。

続きまして、資料3-2「男女共同参画地域防災体制づくり事業」です。この事業が何で必要かと考えたのは、国の方では、阪神淡路大震災以降、国の防災計画なり随分見直してきておまして、女性の視点というものも入れてきているわけなんです。実際に今回の東日本大震災においては、避難所のあり方とかで非常に女性に不都合な点が沢山あったということが、数多く報告されております。東日本大震災において求められた災害対

応ということで、ここに「女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制等」と、簡単に書いておりますけれども、実際は、仮設トイレが男女兼用であったり、人目につきやすい出入り口付近に設置されていて非常に出入りしにくかった。あるいは避難所に着替えをするスペースが無いため、女性達が何日も同じ物を着ていたり、着替える場合は布団の中で隠れてするとか不自由をした。それから、授乳できる場所が無くて、授乳するたびに周りの男性の目が気になったとか。また、女性の下着など、洗濯物を干すことができなかった。あるいは、支援物資はほとんどMサイズで中高年女性にひつようなLやLLとかの大きいサイズの下着が不足した。また、生理用品は避難所を仕切っている男性の前では貰いにくい、言い出しにくい。あるいは、粉ミルクが足りないという粉ミルクだけが届けられるのですが、それに併せての哺乳瓶や乳首や消毒する容器等が無いということで実質的に使えない。そういったこともあって、やっぱり細かいことなんですけれど、日々暮らしていく中で、女性の視点がすごく反映されるような避難所の運営が求められたし、問題・課題になっていました。

そういった事を踏まえまして、本県も被災し、特に八戸市、三沢市、それからおいらせ町、階上町辺りがすごく大きな被害を受けて避難所も設置したということもありますので、そういったところの実態を調査したうえで、被災地域とそれ以外の地域でモデル地区を2ヵ所選んで、避難所の運営について何をどう決めていったらいいのかというのをやってみることにいたしました。町内会、地区のPTA、子ども会、婦人会等の人々で実行委員会を作って、「安心できる避難所をつくろう」をテーマにいろいろ話し合いをしてやっていく。この事業では、阪神淡路大震災以降に様々こういう活動されている方々をコーディネーターとしてお願いしてワークショップを実際にやってみることにしています。そしてこのワークショップを通じて、どういった点を注意していけばいいのかって事が明らかになったら、地域での実地調査も含めながらやりまして、最終的には資料3-2事業内容の右側にありますが、男女の視点を取り入れた防災対策パンフレットを作り、これを全市町村にお配りすることを考えています。

今回の東日本大震災で「避難所の女性達が実際にこういうところが困っているんだよと言えいいじゃないですか。」と思う方もあると思いますが、実際の被災者たちは、もうそれどころじゃない状況の時に、「ここに女性用の着替え部屋を作って欲しい」とか、そういうことを要望する雰囲気になれないと。そういった時に「行政が出しているこういった手引きがあるから、これを参考にして欲しい。ということだったら言い易い」というような声も上がったそうで、そういったことも踏まえてパンフレットを作る必要があるのではないかとということで取組む事業です。パンフレットができた後は、県内の各市町村に配布いたしますし、これを作って実際にどうだったかということも含めての周知を図るため講演会も開催します。

次に資料3-3「第3次あおもり男女共同参画プラン21推進啓発事業」です。来年度が第3次プラン5ヵ年計画の最初の年になります。このプランの理解・普及も含め、男女

共同参画意識の定着に向けて、県民に積極的に働きかける事業です。

事業は青森県男女共同参画センターに委託して行います。

事業の一つ目は男女共同参画講座を県内4ヵ所で行います。

二つ目としてイベント等への出前啓発事業を県内17ヵ所ぐらいで行います。県や市町村、企業や商店街などが行うイベントにおいて男女共同参画コーナーを作り、啓発を行う。それから、中学校、高校、大学の文化祭における出前講座。6月の「男女共同参画週間」や11月の「女性に対する暴力をなくする運動」などの期間に街頭でPRする。出前の際には「男女共同参画検定」や「女性に対する暴力〇×クイズ」等をやる。そのためのパネル展示、図書の貸し出し、紙芝居、啓発ビデオの上映なんかも考えていますので、そのための啓発グッズ、展示用パネルの作成です。

三つ目は県内の女性達がおかれている状況をデータで示しております「青森県の男女共同参画の現状と施策」のダイジェスト版を作り、見やすくした冊子で活用します。

四つ目はホームページにおいて、ブログやフェイスブックも活用しながら、理解・普及を進めてまいります。

最後は資料3-4「青森県男女共同参画センター指定管理業務について」です。

青森県男女共同参画センターは平成21年度から23年度まで、指定管理者により、資料掲載のとおり、相談事業、応援カレッジ、情報誌発行、情報事業、パートナーセッション、ウィメンズアカデミー等の事業を実施しています。

平成24年度から26年度までの指定管理者は、現在と同じ「アスタグループ」に決まりました。

今後の3年間は、県内6市町村と共催で講演会などを開催してありました「オープンカレッジ」に変わり「地域パートナーセッション」を開催します。これまで、アピオで実施していたパートナーセッションの地域版をやるということにいたします。実施方法はセンターと中弘南黒地区8市町村・8市町村の団体等がタイアップして1つ大きなフェスティバルを弘前で行う。あるいは上十三地域の9市町村・9市町村の団体等がセンターとタイアップして十和田でフェスティバルを行うというように、男女共同参画センターが地域の市町村や団体と連携しながら、地域パートナーセッションを展開してまいります。

また人材育成のために青森市のアピオで開催してきた「ウィメンズアカデミーは、弘前や八戸など県内3ヵ所で開催します。その細かい内容が【変更業務の概要】ということで、資料右側に書いておりますので、読んでいただければと思います。以上でございます。

内海会長： はい。どうもありがとうございました。

主に資料3に基づいて、主たる事業内容についての説明があった訳ですけれども、ただ今の説明に対しまして何か御質問等はございますでしょうか？ お手を挙げてくださいましたら、マイクをお渡しますので、いかがでしょうか？

はい、北村委員お願いします。

北村委員： 皆さんがお考えになっている間に、本当に事業が整理されてきたと思います。分かり易い、県民の誰が見ても今年からはどんな男女共同参画推進事業が行われるのかということが分かるように整理されていると思います。そしてまた、時代が求めるものがきちんと柱組になっていると思います。それで、資料の3-1の「ワーク・ライフ・バランス推進事業」ですけれども、アドバイザーの派遣とありますが、どういう方がアドバイザーになって、どんな形で派遣されていくのかということが1点と、資料の3-2「防災」、青森県は六ヶ所も抱えていますし、東通もありますので、とても大事だと思うんですが、青森県の防災会議の委員は、国の資料によると青森県は委員49名のうち女性が2名となっていますが、是非、課の方からもですね、女性の登用をお願いしていただきたいというお願いが1つと、この資料の3-2の防災対策に係るパンフレットを作成しますということでした。これはとても大事だとは思いますが、これを作成するにあたって、何か企画委員会のようなものをお考えになっているのかどうかということですね。それから、資料3-3、指定管理者の青森県男女共同参画センターの事業ですけれども、資料3-4のこのパートナーセッションについては開催地2カ所で地元の女性団体グループ、市町村の職員等から実行委員会を組織して、企画しますということがありますが、資料3-3でいろいろなイベントの出前等々ございますよね。学校での文化祭時における出前啓発事業。こういうのも私、アピオの運営委員会の委員長を務めさせていただいているのですが、広い分野の方々の、難しいかもしれないけれども、せめてこの男女共同参画審議会の方々もその企画に加わることができるようにと、全部とは申しませんが、内閣府の男女共同参画局もやはり何かするのに、必ず企画委員会を設けて広く意見を衆知を集めてやっているという現状もありますので、手間隙がかかるし費用もかかることかもしれませんが、大事なことなのではないかなと思ってお聞きし、また御提案いたします。以上です。

内海会長： 4つ程ありましたけれども…

山谷GM： はい。このワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣につきましては、来年度からの事業になります。現在、想定しているのは、既にこういったワーク・ライフ・バランスに取り組んで成果を挙げていらっしゃる企業の労務担当者、あるいは社会保険労務士、またはワーク・ライフ・バランスについて取り組んでいらっしゃる大学の先生、こういった方々を想定しております。

それから、県の防災会議の委員の割合ですけれども、昨年の4月時点では49分の2でしたが、その後改選がございまして、現在、49分の4と倍に増やしました。県ではできるだけ女性を増やして行こうという考えでございます。

それから、防災のパンフレット作成に関しましては地域で実際にワークショップをやっている中で、アドバイザーの方と地域の実行委員会の方々と一緒にこういった形にすれば

分かり易いものができるのかということで、検討することとしています。

それから、出前とかの企画に、是非審議会の委員をというようなお話もございましたので、この点につきましては、来年度の事業の展開に当たって、是非参考にさせて頂きたいと思っております。

内海会長： 北村委員、よろしいですか？

今の北村委員の御質問等に関連させても結構ですけど、何か御質問等あるいは御意見が
おありですか？ いかがでしょうか？ じゃ、佐々木委員。

佐々木委員： それでは、私の方から、資料3-2「防災体制づくり事業」の事業内容のところの「④初期消火活動や救急救命講習会等の実施」というのがありますけれども、どういう取組をしていかれるのか、教えていただきたいんです。あともう1つですが、資料3-4、ウィメンズアカデミーのことに関してですが、会場を3会場とし、弘前、八戸も交えて回数を少なくして開講するということは、私は弘前に住んでいますけれども、弘前の人参加しやすくて、とても良いと思います。私は昨年度受講させていただきまして、申し込みの段階では、講師の先生の都合とかもあって、実施日がなかなか決められないと思うんですが、日にちが分かっていたら参加したいという声結構ありましたので、その辺も付け加えさせていただきます。以上です。

内海会長： はい。ありがとうございました。

ウィメンズアカデミー関連はいいですね。その前の質問ですね。

山谷GM： 防災に関して「初期消火活動や救急救命の講習会等の実施」を想定はしていますが、実はこういった訓練は本来、市町村が実施する訓練となっていますので、実際、共催しようと思っている市や町と協議しないと具体的な中身は決められない状態にあります。依頼する予定の市や町とはこれから内容を打ち合わせるものですから、防災訓練との兼ね合いなどで「初期消火活動や救急救命」が実際できるかどうかは未確定です。

それから、ウィメンズアカデミーの日程が最初から分かっていたらということなので、要望としてアピオに伝え、協議してまいりたいと思います。

内海会長： できるだけ、早め早めということをお願いします。佐々木委員、よろしいですか。では、松本委員どうぞ。

松本委員： 松本です。資料3-1ですけれども、事業内容として啓発事業ですとか、カジダン・イクメン応援事業ですとか、働く応援事業等がありますし、それから、資料3-3でも、いろいろと啓発事業等が予定されているようなのですが…。私はいつも思うので

すけれども、これを効果的な広告、どのようにして人に広く知ってもらおうのかという点が、せつかく素材がすごく良くても、それを上手く有効活用できないことには、何かもったいないと思っております、こういった広告ないしは情報の提供手段があるのか、その辺をお聞きしたくて質問をさせていただきました。

内海会長： はい。じゃ、いかがでしょうか。

山谷GM： はい。県の広報媒体である新聞、あるいは県民だより、テレビ、ラジオ、メルマガなど予算を取らなくても使えるものはできるだけ使っております。他に広告費として予算が取れた場合には新聞広告やテレビ広告を行っています。それからチラシも作成して市町村窓口や関係機関等に配布しております。

広報とはちがいますが、昨年・今年と2ヵ年、男性のための料理と介護技術講習会を開催するため参加者を募集したのですが、男性は料理や介護技術などの講座に出てきにくいようで、応募者が定員よりも少なかったのです。この事業は市町村と共催していただきましたので市町村の男性職員がたくさん出席してくれました。普段、料理・介護などやったことが無い男性職員が経験することによって、とても勉強になったし、自分の仕事を進めるにあたって非常に参考になったというお話を聞きましたので、これは別な意味で非常に良かったなと思えました。いろんな事業をするときには県がいきなり直接っていう事ではなくて、開催する市町村とできるだけ共催して、市町村の方に一緒に係わっていただく形をとっていますので、そういう意味では市町村の方が責任を感じて、いっぱい参加者を集めてきてくださることが結構あります。

神課長： ちょっと補足になりますけれども、市町村の毎戸配布の広報がありまして、これは結構見ている方はしっかり見るんです。ゴミの収集方法とか、自分の生活に密着するものですから…。ただそれは、うちの課の仕込みが遅ければ、発行に間に合わないということがありますので、去年は意識してやっていただいたということがありましたし、また、それに載りますと、やはり電話照会とか来るんですね。先ほどの行政の人が味方になってくれるっていうのは大事ですけれども、ただ一般県民の方への周知ということを考えますと、その市町村広報誌の配布は有効です。いわゆる発行部数によって新聞社ごとにかなり新聞広告の単価は違います。やはり東奥日報は1番高いということでもありますけれども、しかしながら東奥日報は1番影響があると。木曜日の夕刊にミニガイドというカラーの、同窓会やりませんかみたいな広告記事がありまして、あれですと比較的安いですね。去年、私ども青少年の方で何回か使いましたけれども、写真入ったぐらいで縦長のスペースでも、6, 7万でできるんですね。それと同じような広告効果を出すとなると広告だと30万円掛かります。そういう事を工夫しながら一般県民の方々に衆知を図っていく、知らなかったというのは1番我々もつらいところです。知っていて行かなかったっ

ていうのは本人の勝手ですけれども、やっぱり知らなかったと言われないように、委員、御指摘のとおり広報に努めて参りたいと思っております。以上です。

内海会長： よろしいですか？ はい。

松本委員： 1点確認ですけれども。例えば一般の参加者の方にアンケート等でこれをどうやって知ったのか、というのもやっぱりお取りになっていらっしゃるって事ですか？

神 課 長： はい、取っております。

松本委員： はい、分かりました。ありがとうございます。

内海会長： よろしいですか？ 効果測定みたいなものですね。その他、何かありますでしょうか？ じゃあ、富山委員。

富山委員： 富山でございますが。資料3-3で、事業内容が多岐にわたって本当に御苦労様です。そこで、中学校、高校、大学の文化祭時における啓発活動ですが、若い年齢からの啓発活動は非常に大切だと思うんです。ただ、その前の段階、実は小学生の段階から、こういう感覚に関しては、刷り込みされてしまうものがございます、県では何か小学生に対しての男女共同参画に関して何かされていることはございますでしょうか。

内海会長： いかがでしょうか。

山谷GM： やはり小学校の分野になりますと、教育委員会の方での様々な取組という形にどうしてもならざるを得ないところでございます。

内海会長： この辺、石田委員、何かアドバイスとか…

石田委員： はい。今の教育に関することですけれども、新学習指導要領でも、人権教育が、重点学習項目になっております。小学校と言わずに、幼稚園から高校・大学まで幅広く教育活動の中で、きちんと男女だけではなく、人権を広く取り扱うということになっておりますので、まだまだ時間は掛かるとは思いますけれども、国全体が人権という観点からずっとやっていくようになるんじゃないかなと思っております。

続けて、よろしいでしょうか。

内海会長： はい。

石田委員： 私、実証的というか現場の人間なので、少し提案型でお話させていただきますと、資料の3-1の方は非常に大切だなと、私自身も学校を預かる者としてやっておりますので、少し来年度の校長会の方で取り上げることができないかどうか提案してみたいと思います。それから、現場の活動ということで言いますと、カメラの話が出ていますが、今、家の娘もそうですが、女子会の一服みみたいな、社会の時流を使ったようなやり方はひょっとしたら使えるかなと、それから、私はかつて社会教育センターの指導主事をしているときは、働く女性の家と一緒に、私の子育てということで、男性職員が発表したり、それから「すこやか広場」というTV番組を通してお話したり、1番ヒットしたのが、ビデオの撮り方講習でした。お父さんのためのビデオ。非常にビデオを一生懸命撮っていますが、お粗末なんです。すごい人気で、あの頃松田さんという館長で青森市の男女共同参画宣言をその後担当する方でございましたけど。活動として良かったかなと思っています。

それから、ワーク・ライフ・バランス、働く女性とか中心に出ていますが、私の経験では連合婦人会の活動している方々が、地域活動もしながら、家庭では高齢者も扱うということで、働くだけじゃなくて、地域活動のほうでもやはりそういった御主人の協力というか、そういったことが必要なかなと…。

それから、資料3-2ですが、これは非常にいいタイミングかなと思っているのは、実は3月11日、むつ市の場合では防災の日で、避難訓練を町中でやります。私は避難所を開設しております、実はここに書いてある事例も全て経験しました。実際に1番最初に来たのは妊婦で、子どもを連れてきた人はトイレを借りに来て、お子さんかなと思ったら実はお母さんで、トイレじゃなかったんです。精神的な不安で家に帰れない。御主人が出張していると。その後、知的障害者や高齢者。想定した以上のことが実は起きて来るので、3.11は、私が避難所をやるので、「この点はどうなの？ この点はどうなの？ じゃ、停電したらどうなの？ トイレはどうなの？」と、細かくむつ市に問い合わせしたら、まだ決まってないんです。逆に言うとチャンス。情報収集、「こういったものをテーマにどういうふうに取り扱いますか？」とやるチャンスかなと思ひ、私ども今想定しながら、実は県内の高校では初めてだと思ひますが、避難所委員会を作っています。男子職員で炊き出しの訓練も同じ日にやりたいと思っています。米を研いで炊くということ、男子職員でやろうということ、を計画しております。これはちょうどタイミング的に情報収集にはいいタイミングかなと。

それから資料3-3ですが、これは委託事業でおやりになるということですがけれども、高校の文化祭で防災も取り上げたこともあります、男女共同参画の方も文化祭で取り上げるには非常にいいテーマかなと。昨年までは高校生のDVを取り扱った学校もいっぱいありますから、これはタイミングとして良いのかなと。実際、具体的な動きをすると、今メディアの露出の話がありましたけど、パブリシティの観点からいくと、昨年私、むつ工業高校で15回東奥日報に取り上げていただきましたけれども、何か動くことによって報道

が来ると。行政がこんなセミナーをやりますと、人集めに苦勞するのですが、現場で何かやるのは意外と飛びつきが良いので、それでただで済みますので、そういった露出のさせ方の仕掛けというものが必要なと思います。以上です。

内海会長： どうも、ありがとうございました。後半考えているところもありましたが、富山委員よろしいですか？ 御質問に対しての小さい時から、小学校からについて。

富山委員： はい。是非、その成果が出るのはずっと先のことなんですけれども、どこかで例えば、教育の現場でこうしているというのを、それをチェックする機構として、例えば男女共同参画推進の方で見えていくとか、何かあればと思ったんですけれども…。以上でございます。

内海会長： 一応、教育委員会。県の男女共同参画課で、平成17年だったか、コラボという高校2年生をターゲットに全員に副読本のようなものを作ったんですよ。で、あれは結局2年ぐらいで終わったのかしらね。まだ、版權は県が持っているはずですよ。

山谷GM： 2年ぐらいで終わったようです。

内海会長： ですよ。

山谷GM： はい。

内海会長： もったいない。ほとんど高校では、あれを使わなかったらしいんですよ。本当は2年生で授業でそういうものを作ってもらいたいということだったんです。ところがダンボールで送っても、そのまま机の下とかに置いたりですね。とっても良いものだったんです。2年生全員にあげたんです。とっても良くて、あれができればと思うんですよ。実は新学習指導要領は授業実数がどんどん増えるから、そんなことやっていられないという話になるかもしれないんですけど、そこは何かもう少し、県教委とすり合わせしたりしてやられる。それから、石田委員が仰ったように、たしか、生涯学習か社会教育かなんかで、父親、親業訓練の部分は決めうちのJ A、農協の職員とかね、そういうところもやって講習を受ける、そうすると沢山皆そこで勉強して、そこで講習を受けた人が今度講師になってシンポジウムなんかで、お話をするとか、かなりあの頃県はうまく何かやりましたね。今もそのノウハウは同じように持っていると思いますけれど。いずれにしても、富山委員よろしいですか？ はい。じゃ、小さい時からということで…。

それでは、その他に、何か御質問、今の来年度の事業に関してですね。いかがでしょうか？ はい、松山委員、よろしくお願ひします。

松山委員： 資料3-1「ワーク・ライフ・バランス推進事業」ということで、今これは男女共同参画を進めて行くうちで、1番施策的には効果のあるものではないかということ、私たちの方でも、法人でも考えております。この事業内容の3つですけれども、これは、青森市内を中心に実施を考えていらっしゃるのでしょうか。それとも、先程の3-4にございますような、ウィメンズアカデミーのアピオあおもりを含んでの県内3会場というように幅を広げるような形にされる御予定でしょうか。まず、それが質問です。

山谷GM： 「ワーク・ライフ・バランス普及啓発事業」の企業向けは、これは県内の全ての企業を対象にやります。2番目の「カジダン・イクメン応援事業」、3番目の「働く女性の応援事業」この2つに関しましては、青森市だけという想定ではございませんが、1部委託事業が入っておりますので、委託する先がどこになるかによって、開催場所とかもある程度変わってくるかも知れません。

内海会長： よろしいですか？ それでは、申し訳ございませんけれども、とりあえず、この主な事業についての質問は、この辺で1回閉じさせていただいて、せっかく第6期委員の会合ですので、今の御質問等を含めて、自由に御発言を頂きたいと思っております。予定では3時半にこの会議を閉じるということですので、あと25分くらいありますので、できる限り、発言されてない方に御発言をいただきたいと思っております。

その前に、大内委員に、ワーク・ライフ・バランスの宣伝を含めて、ワーク・ライフ・バランスの企業として申請しようと思立った経緯というんですか、理事会などを開いて決めたのかどうか含めてですね、参考までに、あるいは頂いてからどういう効果が有ったのかも披露していただきたいと思っております。

大内委員： それでは御指名ですので…。「あおもりワーク・ライフ・バランス推進企業先進事例集」を見ていただければと思います。この5頁です。

私の企業はまだ7年半ということで、当初はドクターも30代と40代だけでしたので、新しい職員たちが新しい形のものを作りたいということで始めた訳です。ですから、当然医療業界ということになりますから、非常に看護職を中心とした女性の方が多いと。この時点では133名中121名とになっていますが、今はちょっと男性が多くなってきましたけれども、ほとんどが女性ということでした。そこで、やはり若い女性が多いということもありまして、結婚退職又は育児退職、出産退職というのが、当時、非常に多かったものですから、せっかく1番働きどころの20代後半、30代の女性が、しかも、患者さんに非常に優しく評判が良いというような職員がいなくなるということがありまして、理事会で何か検討しようという話になりました。そこで、理事長を中心にどんなことが有るかということで私の方に指示が出まして、いろいろと調べている中で、前の21世紀職業

財団とか、労働局とかの御指導を得ながら、いろんな形を作って行こうという形になりました。で、ここに書いてあるとおり、最終的には託児所の設置までいったんですが、効果より、まず一番大変だったことと言えば、やはり管理職の方々の意識改革というのが一番やはり問題というか大変でした。特に男性、または女性でも管理職にいる方はもう40代とかになっていますので、自分の部下が、組織の中で次々とそういう形で産休・育休という形になると、じゃあ、今度代わりはどうするんだと、せっかくシフトを作った、せっかく体制ができたのにといいことで、その辺が一番やっぱり苦労したところで、一番最初に管理職の方々の教育から始めるというスタンスを取りました。で、あとは男性の管理職ですと、医療にとってプラスになることは何かという、例えば数字的なものを明確にすると割と食いついてくる場所があるんです。いかにこうプラスになるかということ、数字的なものを含めて、女性の方はなかなかそれだけでは、現状では食いついてこないところもありますので、いかにプラスになるかということはどう出していくかというのは、苦労したところがございます。最終的にはやはり、会議とかによっていろいろ話しているうちに、そういう理解が得られたことによって、その組織内の意思疎通が非常に良くなったということが目に見えてありました。大体そんな感じです。

内海会長： どうもありがとうございました。どこかで、御披露して貰いたいですね。つまり事業所向けにですね。大変、苦労されたんじゃないかと思えます。やっぱり理事会で決定しているというのが、大きいかなという、法人格を取りますと。

それじゃ、御発言されてない方がいいでしょうか。どうぞ、せっかくですので。はい、益城委員お願いします。

益城委員： 男性が育児・介護・家事に参加するっていうことと含めて、女性も男性と一緒にあるということの教育も必要かなっていうことを感じています。非常に男性の職員が増えてきているんですが、何かかえって介護現場に来る男性の特徴なのか、今で言う草食系男子と言いますか、私はどちらかというとな性が強い気がしているんですね。だから、どちらかというとな性の方が男性に何かあっても、休暇を取るような指示が出るとか、そういうがあるので、とすると、男性も働きにくくなってしまいますので、やはり両方の教育が必要かなということを感じたりします。

内海会長： そうようなお話がどこかで話題になったことはございますか？

益城委員： 職場では、よく話になりますね。

内海会長： そうですか。

益城委員： それから、もう1点ですけれども。いろんなイベントをするときに、やっぱり青森・弘前・八戸が中心になってしまいますので、何かすごく蚊帳の外といいますか、私なんかはむつ下北にいますので、資料3-4の方でも、「地域パートナーセッション」ということで、市町村の方でやられるということだと思っております。ウィメンズアカデミーに関しても、よそ事という感じが否めないなというようなことを感じております。はい、以上です。

内海会長： はい、ありがとうございます。これ微妙ですね。昔ありましたよ。百人委員会かなんかで知事にね、参加者が無くてもっとあちこちでやってくれて言って。それから、家庭教育学級絡みは、例えば、脇野沢に行くとかですね、大変な思いをして、県内二十数か所を僕が回りましたが、それはそれで、とってもいいんですよ。めったに来ないじゃないですか。だから、そういう逆の、市部だけじゃなくてというのは大事かもしれませんね。ただ、数値目標に拘ると参加者云々だからあれだけ、そうじゃなくて、アウトカム指標でどれだけその人達変わったかっていうのは必要かもしれません。よろしくをお願いします。

山谷GM： はい。先程の「地域パートナーセッション」ですけれども、これは3市とかに限っておりません。一応来年は弘前方面8市町村と十和田方面9市町村と開催し、その次はむつ方面と五所川原方面とか、いろんな地域を回って、地域でこういうお祭りみたいなものをきっかけに、男女共同参画に興味を持ってもらう人を増やそうというようなイベントの形にしたいと思っています。

神課長： 補足ですけれども。パートナーセッションという意味合いがですね、やはりその、押し付けて言いますか、こちらの方が既成のパッケージを組んで、そこに持って行って、青森の移動版ということであるとちょっと寂しい。それで、うちのマネージャーは非常に人脈作りに長けておまして、今現在、弘前エリアの女性の連絡協議会といったものがほぼ軌道に乗って活動も始まっております。それを何とか他の地区でもやれないかということで、相当足を運んで、上十三の行政のネットワークとそこで活動しておられる女性団体のネットワークを2つ作って、それを有機的に繋げていこうというもので、3月末を目標に設立総会までこぎつけております。ただネットワークを作っても、「目的は何か」という部分もあって、その目的を達成することの成功体験でその人達の結び付きが強くなるということもあります。その背後にありますのが、実は十和田市での上十三地区のパートナーセッション開催です。これを受けてもらいながら、もちろん主体的には負担はかけませんけれども、例えば、ブースとかにどんどん活動紹介があってみたり、そういった魅力のあるイベントにしたいということで、心がけているところがございます。併せてそれが移動してむつの方になれば、むつでも非常に頑張っている女性達がいるんですね。

そういう非常に意欲的な人達をまた同じように、受け皿をワンクッション作ってやりたいということでございます。

内海会長： じゃ、よろしくをお願いします。

田中委員、今までいろいろお話伺っていかがですか？ 率直なところ。

田中委員： 私は冒頭に申しましたように、何も分からずにただここに座っているだけで、私は自分が農業なので、定年制も無いし、産休も無いし、かといって殿方が手伝うって事も、もっと無いんです。もう仕事が終わると我が天下で「酒、新聞」みたいな生活ですので、本当に今日のお話とは全くかけ離れております。でも、この男女共同参画って言葉を出した時に、私は自分の所の部員にも言うんですよ。言葉を出したら、その言葉に責任も持たなければならない。この男女共同参画というのは本当に難しいことだと思うんですよ…。私は今日は勉強させて頂きたいと思っております。

内海会長： いえ、是非、家族経営協定あたりを進めていただいてと思うんですけども…。じゃあ、お隣の山谷委員いかがですか？

山谷委員： 私の守備範囲はワーク・ライフ・バランスの部分だろうと思うんですけど。たしかに本県の労働者、従業員の方々の労働時間は、東京とかに比べると大体80時間ぐらい多いのかなという感じがして、先程百時間って仰っていましたが、それぐらいはまだまだ多いと。やはり、労働時間を短縮するということが直接的に早く家へ帰って、そういうかたちですね。やはり青森県の労働時間は非常に長いと言われてはいますが、ただ業種別に見ると、結構短い所もあるんですよ。そういう意味では、例えば東京と比べて、短いというのは情報通信業とかですね。そういう所はやはり短いし、その時々々の景気とかによってタイプがありますけれども、やっぱりまだまだ全国平均から比べてもまだ多いということでございます。ただ、もう1つ、従業員の方々にはある程度時間外手当というものが既に生活費に組み込まれている可能性も現実の問題としてあるということも、認識していただきたいなと思います。

それで、先程、いろんなワーク・ライフ・バランスについて取組のお話が出ました。国の労働局の方も、昨年、私どもも委託事業でやらさせていただきましたし、県もまたこういう形できめ細かくやっています。ただ、法改正で今度は31人以上の企業の方が対象になるということもありますので、県とすれば労働局とタイアップしながらその辺の連携を上手く取りながら、進めて行っていただきたいと思います。それで、現実問題としてワーク・ライフ・バランスについては、先程、大内委員が現場の立場から仰られました。確かにそのとおりです。代表者がやれと言っても、一番グズグズ言うのは中間管理職です。現実が一番影響が出てくるのはそこですから。それで何で嫌なんだって言ったら、シフトを

組むのをまた組み直さなきゃいけない、様々な勤労体系が出てくるのが面倒くさくて、逆に生産性が落ちると。そういう見方をされている企業も担当者も結構多いです。ただ、現実実際に実際やってみると、実はモチベーションが上がって、仕事の効率もよく、逆に生産性が上がったという意見も出てくるので、事例はどんどん勧めて行ったほうがいいと思います。

それから、よく耳にするのは、経営者がいて、それから中間管理職に下りてきて、それで実際に現場の担当がやると。それから、労働者の方々、従業員の方々がそこに相談に行くんですけど、なかなか相談しに行きづらいところがあると。その時にやっぱり出てくるのが、労働組合なんですね。組合の方に相談しに行くと、お互いに連携をとって、こんな制度があるんだということで、非常にとっつき易いと。やはり窓口を複数化していくのも手法ではないかなと感じております。以上です。

内海会長： どうも、ありがとうございました。

佐藤委員いかがですか？ 今までの御意見等を伺って。

佐藤委員： この重点目標12で、先程、事務局から説明がありましたように、防災に関して女性の参画推進ということで、今回の震災を受けた教訓を踏まえて、いろいろ取り組んでいくことがあるよねという話は、非常に共感を持って聴いておりました。是非男女参加が進んでいくといいなと思います。先程、ちょっと大雪の話を申し上げましたけれども、私どももNHKの放送で、1月の中旬ぐらいから非常に亡くなる方が多かったものですから、東日本大震災では、青森県では死者3人、行方不明1人ということで、今年の大雪はその3倍亡くなっていると。これは非常に大きな災害ですよ。1月の中旬からですね、私どもの30秒のスポットがあるんですが、それで、安全の呼びかけをしようということで、例えば命綱を着けてくださいとか、それから、複数で雪下ろしの作業に当たってくださいとかいうような、呼びかけをしたんです。どういう表現にしたらいいかということで、内閣府とか国土交通省とか、隣の秋田、山形いろいろ調べてみました。やはり災害の緊急時、一番極端なケースの時に、一番困る人がどこにいるのかということ普段から考えておくことが、日常も暮らし易くなるっていうことが、あるんじゃないかと思うんですね。大雪の事例でも、私達が紹介したケースでは、10年間で高齢化率が5倍に増えたという地域もありました。そういう中で困っていらっしゃる人が雪下ろしどうしたらいいんだ、目の前の除雪が大変だ、というような青森からすると、雪国では毎年なのかも知れませんが、それはほぼ、災害以上の危険をもたらしたり、生活の不便をもたらしてるんだということですね。ここは男女共同参画の視点を取り入れて、女性の高齢の一人暮らしの人は、青森県庁の目の前の長島でも雪が落ちて埋まったりとか、私どものニュースでも紹介しましたがけれども、知っている人を見るととても衝撃を受ける映像ですよ。向こう側に県庁が映っている所で埋まっているというね。だから、大雪は日常と非常に近い災害。

高齢の女性、一人暮らしの方も増えているということで、そういう人達が普段から地域の中で、地域が気づいていると言いますか、何かそういった事を男女共同参画という視点も取り入れながら地域を見ていくと、もう少し暮らしやすくなる面が、多々あるんじゃないかなと思っています。

内海会長： どうも、ありがとうございます。本当に限界集落がもっと酷くなってきますから…。で、僕は今度の震災でいろんなものがものすごくスピードアップするんだろうという気がしているんですね。高齢化の問題も含めて。今まで、ゆっくりゆっくり、いろんな問題が来ていたのが、いっぺんに来ちゃうのかなってですね。そういう意味では、大変かなと思うのですが。本当に雪はすごいですね。僕もびっくりした。この前、川崎に行って、何にも無いの。ああこれがホントだと思ってる人達には青森の苦労は分かんないんだなと思いましたけど。いずれにしても、そういう視点で生活を考えるということが必要なんだろうと思います。いかがでしょうか、あと5分ぐらい残りがあります。さっき、松山委員が少し残っていたような気がするので、どうぞ。

松山委員： 私、普段の仕事柄、男女共同参画の意識の定着というのは同じような仕事をしていまして、これは続けたらきっといいよということが2つございます。1つは私どもの青森市男女共同参画プラザの方で、団塊世代の男性。団塊世代という言葉が出て、そこからスタートした男性たちの企画委員。自分達で企画をして社会に何か出していこうというのが、5年連続になりました。5つのサークルができて、それぞれが頑張っています。で、彼等、彼等って言ったら失礼ですけど、この方たちに言わせると仕事以外でこんな場で友達ができると思わなかったというのが1つあります。70近くになった、80歳になったっていう方たちにとっては、心強いのではないかっていうのが1点です。

それから、もう1点。先程、カジダン・イクメンという言葉が出ていましたが、これも介護であれ何であれ、続ければ必ず効果が出るっていうのは、私ども男性を対象に、初めての包丁も握ったこともない人からの料理教室というのも、指定管理になって5年目になりました。その中には、パートナーが残念なことに倒れられて、要するに家事ができなくなった。その時に、どんなに心強かったかと、自分にご飯が炊けるよ、味噌汁ができるよ、これはあちらこちらの方にもありますが、家庭の中で男性が一番パートナーに何か起きたときに困るってことは、毎日の料理だということ、経験者にも聞きました。だから、私達は小さいところかも知れませんが、積み重ねることが、いずれワーク・ライフ・バランスというところに広がっていくし、私どものことという法人を介して言わせていただければ、いかに若い人達にそういうワーク・ライフ・バランスであれ、男女共同参画の男性の参画の必要性をどう伝えていくかっていうのが最大の課題だと思っています。

内海会長： どうも、ありがとうございます。はい、北村委員。

北村委員： 最後に、ちょっと。ポジティブ・アクション。青森県庁内の女性の登用。やはり県民に範を示すという意味で、女性の登用についても働きかけるという視点を是非に。人事異動の準備ももう終わってしまっているかも知れないんですが、何か方法、座長さんを通していいので。やはり県の女性登用を見て、青森県の場合は民間が影響を受けるってところまだまだあります。古くて新しいテーマですが、大きいことだと思います。

それから、働く女性の応援事業で女性のキャリアセミナーもありますが、21世紀職業財団が何年前かにやって、私、青森と八戸とで200名くらいの講座受け持ったことがあるんです。それからまた、時間がたって、新しい若い女性達が求めるキャリアアップ、連合もいっちゃいますので、是非いろんな方のお考えを入れながら、企画をしていただきたいということと、NHKの局長が仰ったので、ハッと思ったんですが、防災体制。その災害の意義付けとか、本県の場合やはり雪氷災害をやはり大きな想定に入れなきゃならない。私、国土交通省の豪雪地帯対策特別委員会に出ておりまして、先月も会議があったんですが、国もやっぱりこの雪氷災害を自然災害だというのは、新潟の知事とか私が言わないと認めないというところがまだまだありまして、こういうものに是非、雪氷害も定義に入っているんだということ、きっちりと言文をどっかに入れておいていただきたいというお願いです。以上です。

内海会長： はい。どうも、ありがとうございます。ちょうど時間を1分ほど残して終わりましたので、最後に私の方で…。ちょうど第2次のこのプランができたときに、県の4ブロックか5ブロックに分けて、あらましを自治体の担当者を対象に説明に回ったんです。その時に、僕は青森県では初めて個人的にはワーク・ライフ・バランスという言葉を使った記憶がしています。7、8年位前だと思います。その頃、世の中にまだほとんどそういう言葉がなくて、たまたまアメリカの方からそういう言葉を仕入れてきて、実は先程、冒頭申し上げましたけれども、どうも一緒に住んでいるという前提があって、いろんな事を僕ら決めているんじゃないかと。例えば、佐藤委員にしても石田委員にしても単身赴任ですね。ずっと定年まで。家庭の問題とかどうするのかって。結構日本はそういうのがあって、かつては社宅とか官舎とか、今、そんなものあんまり無いんですよ。だから、もっと前提をもう少し考える必要があるのかなと。同じようなことが、実はある有名な大学で副学部長までやった人が、選択定年制をとってポンと辞めちゃうんですね。親の介護だと。それから北大の教授だった人が、ある日突然辞めて名古屋の方で教員やっているものですから、いろいろ聴いたら親の介護だって。人のことだと思っていたら、自分のことになりましたけど。だから結局、男性も介護を含めて何かそういうような時代に来たんだなと。だから、今まで女性が一緒に住んでいれば、親の介護は云々ってあったけれども、実はそうやって離れて単身でいたりすると、あるいは親と一緒に住んでいる人が必ずしもいるわけじゃないので、そういうようなことをいろいろ考えながら、どうやって暮らしをた

てていくかみたいなのことを、考える必要があるのかなというのですね、高齢社会に向かって、最近よく考えているんです。

そういう意味ではワーク・ライフ・バランスというのは、若い人達には、働き方、生き方、いろんな意味で、キャリア教育の一環としても、僕は重要じゃないかと思っているんですね。できれば、青森型の雪氷云々もありますし、そういう中で、“あずましい”暮らしているんですか、あるいは一人ひとりの暮らし、自分のライフデザインをどうするかみたいなのところが何か出ていけばいいなと思いますけれど。まあ、なにはともあれ、来年度からこの第3次のプランが走りますので、今度、私達はその進捗状況を含めて、チェックをして、またいろいろ県の方にとっては耳の痛いアドバイスもしなければいけないと思います。どうぞお一人お一人で、男女共同参画に思いを込めて広めていただければと思います。大内さんの所のような事業所がたくさんできればいいと思います。ちょうど時間になりました。それでは本日予定しておりました案件を終了いたしましたので、事務局の方にお返ししたいと思います。

事務局の方お願い致します。

山谷GM： 次回の審議会の開催予定は平成24年度に入りましてから、8月下旬開催を予定しておりますのでよろしくお願いいたします。それから、本日お配りしております委員の名簿につきましては、県のホームページに、この後、掲載させていただいて公表することになりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

名古屋部長： 本日は、委員の皆様から貴重な御意見を賜りました。ありがとうございます。非常に盛りだくさんの御意見でございまして、我々も決して忘れてはいけないんですが、担当者が変わったり、あるいは、事業のサイクルが、先程2年間という話もございましたが、県で新しい事業をやる場合、今の制度になって大分なるんですが、2年間という限定での新規事業を認めるといような、そういう仕組みもございまして、そういったかたちで新規であれば2年、それ以上なかなか続けられなかったというのが、過去の新規事業の場合、特にありました。最近はそうではなくて、いい事業であれば3年4年やってもいいんじゃないかということになってきております。そういった事もございまして、どうやって継続するか、これは我々の中でいくと継続性が大事だとかいってやるんですが、やはりこういった審議会の場で、委員の皆様から意見が出ると、それを元にいろいろ動けるということもございますので、ここが非常に貴重な場でございます。それと我々の仕事が外からどう見られているのかということ、改めて認識することができる、非常に貴重な場でございます。

本日は本当に様々な意見をいただきました。まさしく現場からの声、ニーズといったものが情報として共有できたかと思われましたので、今後はこれを活かしながら、県庁内の推進体制も踏まえながら、進行管理をしっかり行い、男女共同参画社会の実現という大きな

目標に向かって、共に歩んで参りたいと考えておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。

司 会： それでは以上をもちまして、第24回青森県男女共同参画審議会を閉会いたします。大変ありがとうございました。